

石環第31号
令和7年5月16日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 齋藤正美



(仮称)京ヶ森風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見
について(回答)

令和7年4月11日付け環対第17号で通知のありましたこのことについて、別紙のと
おり意見を提出します。

担当：市民生活部環境課環境保全係 武山（内線 3369）



(仮称) 京ヶ森風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 京ヶ森は、四季折々の風景を楽しむことができる、市民にとって大切な憩いの場となっている。

現在、(仮称) 京ヶ森風力発電事業に対しては、住民からは、土砂災害や騒音などへの懸念から事業に対する反対の声が上がっている。

こうした中、令和6年石巻市議会第2回定例会において、「令和6年請願第1号京ヶ森から雄勝峠間の尾根上に建設計画中の風力発電事業等に関する請願書」が上程され、請願要旨の一部が採択されている。

上記請願では、以下のとおり京ヶ森風力発電事業の問題点及び疑問点が挙げられた。

- ① 当該事業予定地選定に関する不相当性
- ② 住民説明会を開催しなかった不適法
- ③ 他事業との競合に関する説明不履践から伺える事業者の規範意識の低さ
- ④ 当該事業に伴う土砂災害発生の危惧
- ⑤ 当該事業による自然環境破壊及び野鳥に対する危険性
- ⑥ 当該事業計画地におけるイヌワシの生息
- ⑦ 風力発電機による低周波音の懸念の存在
- ⑧ 里山に接する機会への悪影響
- ⑨ 当該事業を是認した場合の将来的な負の影響
- ⑩ 当該事業に伴う損害発生時の賠償能力及び事業終了時の原状回復履行の不透明
- ⑪ 石巻市が掲げる環境に関する認識と当該事業によりもたらされる実情の不均衡

これらの事項を踏まえた上で、石巻市議会からは「(仮称) 京ヶ森風力発電事業」について、「本市における環境保全の見地から、当該事業の継続は不相当と思料される」と提言されていることを理解されたい。

- (2) 本市における風力発電導入の可能性については「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」において検討された経緯があり、事業区域を含む「硯上山エリア」は、風力発電導入可能性評価において、「自然環境の保全」、「事業性の確保」、「地元関係者の意向」の3点において極めて低い評価を得ている経緯があることを改めて承知されたい。

事業区域の選定は、風況や系統連携の空き容量など事業実施の容易性のみで判断されることがあってはならないものであり、加えて、事業区域のほとんどが県立自然公園の区域となっていることから、事業区域の選定に至った経緯の詳細を明確に示すとともに、改めて事業区域の見直しを検討されたい。

(3) 本市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「石巻市環境基本計画」を定めている。

同計画は5つの基本目標から構成され、その一つに「脱炭素社会の実現」を掲げて再生可能エネルギーの普及・啓発等を進めることにしているが、同時に「多様な自然との共生」を基本目標とし、豊かな自然を地域の財産として保全することも重要な目標として掲げていることを改めて承知されたい。

なお、「石巻市生物多様性地域戦略」の中で、「希少種や重要な生態系の保護」を基本目標として掲げ、イヌワシが繁殖できる自然環境の再生等を推進することとしており、事業実施による自然環境への影響予測に不確実性が存在する場合には、事業の在り方を抜本的に見直されたい。

2 個別的事項

(1) 騒音等

騒音及び低周波音については、環境省総合環境政策局環境影響評価課が実施したヒアリング等の現地調査によると、建設前に実施した環境影響評価における予測結果よりも実際の騒音レベルの方が大きい事例が報告されている。本市においてもすでに整備されているエリアにおいて、風車から比較的離れた住民数人からも騒音に関する苦情が寄せられている。

今回予定している事業計画は、風力発電設備の定格出力、設置機数、総出力のいずれも大きく、自然豊かで閑静な地域に計画していることを踏まえると、風力発電設備の稼働に伴い地域からの苦情の発生が予見される。

このことから、騒音及び低周波音に関する対策については、風車からの距離や環境省が定める、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」をもって一概に判断するのではなく、地域の特性や特殊な地形なども勘案し、必要に応じて適切に対応すること。

また、騒音の環境基準を満たしている地点からも苦情が生じているなど、騒音に係る苦情は必ずしも音の大きさのみで判断できるものではないため、仮に事業を実施した場合において騒音等の苦情が発生した場合は、解決まで責任をもって対応すること。

(2) 水の濁り等

既存林道等を利用しての工事車両、資材等の輸送は困難であり、道路新設及び拡幅等が必要と思われるが、切土、盛土等実施の際、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れがある。

また、降雨等により、河川等への濁水の流入や、森林の保水機能低下等による災害発生の恐れがある。

このことから、沈砂池設置の際、沈砂池からの放流経路を示すとともに、沈砂池等の沈殿能力を保つため、浚渫実施回数について根拠等を示し、清掃計画を策定すること。

上記、影響等について、調査、予測シミュレーション等を実施し、災害等の発生防止に努めること。

(3) 風車の影

風車の影の影響が懸念される場合は、事前に適切な対応を行うこと。

事業を実施した場合は、周囲の住居への事後調査を必ず実施し、影響が認められる場合は、対応すること。

(4) 電波障害

事業を実施した場合において、地上デジタル放送や本市防災行政無線などに通信障害が発生した場合は、早急に解決まで責任をもって対応すること。

(5) 動物

① 本市は「石巻市生物多様性地域戦略」を策定し、「希少種や重要な生態系の保護」を基本目標として掲げ、イヌワシが繁殖できる自然環境の再生等を推進することとしている。

また、事業区域は、希少猛禽類保護の観点から非常に重要なエリアであることから、希少猛禽類への影響について風車の設置及び開発行為による影響予測に不確実性が存在する場合には再度検討を行い、生息地を確実に保全すること。

② 事業区域周辺の河川等には、貴重な両生類、昆虫類、魚類、水生生物等が生息することから、尾根筋における開発行為を起因とする森林劣化や濁水発生等による生物への影響を回避すること。

(6) 植物

事業区域周辺では、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に名前の記載があるタチハコベやナンプワチガイソウ等、重要な種が確認されていることから、専門家からの意見を踏まえ、適切な環境保全措置を実施すること。

(7) 景観

設置される全ての風車が硯上山万石浦県立自然公園内で計画されているが、県立自然公園設立の趣旨を踏まえ、優れた景観を確実に保全すること。

また、景観を保全できない場合には事業の見直しを検討されたい。

(8) 埋蔵文化財等

埋蔵文化財包蔵地に近接する風車1号機及びその周辺については、今後の協議により計画変更ができない場合には、埋蔵文化財確認調査を実施する可能性があるため、今後の取り扱いについては宮城県（文化財課）により判断されるものとなることを留意されたい。

(9) その他

- ① 当該事業については、日常生活に影響が及ぶと考えられる住民への十分な説明を行った上で、合意形成を図ること。また、付近の住民だけではなく、意見や要望があった場合には、丁寧な説明を行うとともに、改善、解決に努めること。
- ② 住民からの苦情に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ③ 工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。
- ④ 工事期間中については、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、粉塵、騒音、振動等の公害の防止について十分な対応を行うこと。
- ⑤ 搬入・搬出の際は交通安全関係法令を遵守し、必要と認められる箇所に交通誘導員を配置するなど、交通事故防止対策・安全対策を施すこと。
- ⑥ 工事に伴い発生する廃棄物については、各種法令等に基づき適切に処理すること。
- ⑦ 事業終了後における現地の復旧方法等の内容を明らかにすること。